


9-4 労働安全衛生法の構成

労働安全衛生法の構成

労働安全衛生法の構成は、全123か条、刑罰（3年以下の懲役又は300万円以下の罰金～50万円以下の罰金）をもって履行を強制する行政刑罰法規です。行為者を処罰するほか法人に対しても罰金刑を科す「両罰規定」に特徴があります。最近では、平成18年4月1日施行の大幅改正が行われました。

（※）労働安全衛生法は、本法のもとに、政令（労働安全衛生法施行令）および省令（労働安全衛生規則、ボイラ則、クレーン則、ゴンドラ則、有機則、鉛則、四鉛則、特化則、高圧則、電離則、酸欠則、事務所則、粉じん則等）、告示、指針等から構成されている。



労働安全衛生法
の構成

第1章 総則（1～5条）

第2章 労働災害防止計画（6～9条）

第3章 安全衛生管理体制（10～19の3）

第4章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置（20～36条）

第5章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制（37～58条）

第6章 労働者の就業に当たっての措置（59～63条）

第7章 健康の保持増進のための措置（64～71条）

第7章の2 快適な職場環境の形成のための措置（71の2～71の4）

第8章 免許等（72～77条）

第9章 安全衛生改善計画等（78～87条）

第10章 監督等（88～100条）

第11章 雑則（101～115条）

第12章 罰則（115の2～123条）

労働安全衛生法の構成

労働安全衛生法の構成は、全123ヶ条。刑罰（3年以下の懲役又は300万円以下の罰金～50万円以下の罰金）をもって履行を強制する行政刑罰法規である。行為者を処罰するほか法人に対しても罰金刑を科す「両罰規定」に特徴がある。

同法は、本法のもとに、政令（労働安全衛生法施行令）および省令（労働安全衛生規則、ボイラ則、クレーン則、ゴンドラ則、有機則、鉛則、四鉛則、特化則、高圧則、電離則、酸欠則、事務所則、粉じん則等）、告示、指針等から構成されている。

改正の経緯

昭和22年制定された労働基準法は、第5章に「安全及び衛生」を設けていた。

労働安全衛生法は、この労働基準法第5章を母体に、労働災害防止団体等に関する法律の「労働災害防止計画」及び「特別規制」を統合するほか、新たな規制分野も加えて、昭和47年4月25日（衆議院）、同6月2日（参議院）において、全会一致で可決成立を見ている。